令和８年 11 月９日

第三期成年後見制度利用促進基本計画に関する委員意見
―意思決定支援・権利擁護場面における経験等に関する調査結果の報告及び地域における権利擁護支援体制の整備（議題II⑴～⑷）に係る質問―

成年後見制度利用促進専門家会議委員　水島　俊彦

１　意見の趣旨

青木、久保、永田、花俣の各委員と連名で提出した令和８年 10 月 27 日付け「第三期成年後見制度利用促進基本計画に関する委員意見」及び一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）が取りまとめた「第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言」（本体及び別冊。以下「提言書」という。）の趣旨を踏まえ、本日の議題である「地域における権利擁護支援体制の整備」（論点整理II⑴から⑷まで）に関し、提言書が補足的な根拠として用いた調査の更新集計を別添として提出するとともに、３に掲げる事項についての回答を求めます。

２　調査結果（更新）の要旨

⑴　調査の概要

「意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査」（SDM-Japan 実施。無記名・任意回答の Web 調査。一般社団法人精神障害当事者会ポルケ倫理審査委員会の審査済み）では、令和８年 10 月 31 日までに、本人及び家族・支援者・専門職等から合計 198 件の回答が寄せられています（本人票 40 件、家族・支援者・専門職等票 158 件。後者の回答者の活動地域は 21 都道府県。）。その集計結果（速報・概要版）を別添として提出します。なお、全設問の単純集計表及び編集後の自由記述を収めた詳細版（別表）は、同法人ホームページに掲載しています。

本調査は無作為抽出によるものではなく、回答者の属性に偏りがあるため、全国的な傾向として一般化することはできませんが、本日の議論において参考となる意見等が数々挙がっておりますので、ご一読ください。

⑵　意思決定支援の浸透（議題II⑶）に関係する結果

本人票では、本当に思っていることを周りの人に言いにくいと感じることが「よくある」又は「ときどきある」とした回答が 37 件中 26 件（70.3%）、一度伝えた希望をその後言わなくなったことが同様にあるとした回答が 37 件中 20 件（54.1%）であり、言わなくなった理由（28 件中）の最上位は「言っても変わらないと思ったから」17 件（60.7%）でした。家族・支援者・専門職等票では、本人が一度示した希望を口にしなくなり、それが「希望していない」又は「現状維持でよい」という意思として扱われた場面を見たとした回答が 154 件中 73 件（47.4%）でした。これらの回答からは、支援者の支援を受けている本人が内面で希望を持っていたとしても、それを言わなくなった理由や背景について更なる確認が必要であると考えます。

加えて、生活支援を担当する人とは別に、ふだんから自分の側に立って一緒に考えてくれる人がいたらよいとした本人票の回答は 37 件中 31 件（83.8%）、希望と支援側の考えが違うときに第三者を交えて話し合える仕組みが必要であるとした回答は 36 件中 28 件（77.8%）であり、支援者だけではなく、本人自身も、個々の支援の充実にとどまらず、仕組みとしての確保を求めていることがわかります。先の回答と併せ考えれば、本人が再び意向を伝えられる環境や仕組みを確保する必要がある、つまり、先の意見書でも述べたとおり、支援付き意思決定の仕組みの確保が、障害者権利条約や国連からの要請のみならず、障害のある当事者、支援者の実感からも求められるものと示唆されます。

なお、家族・支援者・専門職等票では、本人以外による決定が優先された場面を見たとした回答が 158 件中 121 件（76.6%）、そうした対応を自分自身も行ったと感じるとした回答が 110 件（69.6%）、同一の組織や人が生活支援、金銭管理、相談、評価等の複数の役割を同時に担うことによる構造上の問題を感じるとした回答が 95 件（60.1%）でした。

⑶　地域連携ネットワークづくり・総合的な権利擁護支援策（議題II⑴・⑵）に関係する結果

家族・支援者・専門職等票では、主に関わる地域の現状について、「必要だが、現在十分にはできていない」とした回答は、成年後見制度の利用終了後に

地域で継続して本人の意思、選好及び価値観に沿った生活を支える仕組みで82.2%、本人の側に立ち続ける人を地域に置くことで 80.8%、第三者性のある対話・調整の仕組みで77.6%、当事者の実質的参加で75.3%でした。

また、実現に向けて妨げになる事情としては「人手・時間」79.2%、「予算・財源」63.1%、「制度上の位置づけがない」44.3%が上位でした。そして、これらの仕組みづくりに関わる費用は主に公費（国・自治体）が負担すべきであるとした回答は91.7%でした。

⑷ 担い手の確保・育成（議題II⑷）に関係する結果

本人票では、生活の世話やサービスを担当する人とは別に、そばにいてほしい人として「話をゆっくり聞いてくれる人」を選んだ回答が 37 件中 24 件（64.9%）、「あなたの希望や迷いを一緒に確かめ、必要なときは一緒に周りに伝えてくれる人」が 15 件（40.5%）であったのに対し、「手続きや作業を代わりにしてくれる人」は7件（18.9%）でした（複数回答）。この設問では、手続きや作業の代行よりも、本人の話を聴き、希望や迷いを一緒に確かめ、必要なときに周囲に伝えることを支える関わりを挙げた回答が多くありました。

この点、生活支援やサービス提供を自らが担当する場合に、自分自身が「本人の側に立ち続ける人」になれるとした回答は 157 件中 44 件（28.0%）にとどまっています。「時と場合による」又は「難しいと思う」とした 98 件が挙げた理由は、「支援者や事業者の意向が強く働きやすい」45 件（45.9%）、「支援を行う側の組織に属していると制約があり動きにくい」42 件（42.9%）、「役割や立場が制度上定められておらず、あいまい」28 件（28.6%）が上位であり、改善のために必要なものの最上位は「独立した立場の専門員が定期的に本人や『本人の側に立ち続ける人』と面談し、支える」52 件（53.1%）でした（「研修と継続的な学びの機会」40.8%、「役割と行動原則の明確化」37.8%、「報酬や費用の保障」30.6%が続きます。）。

このように、サービス提供者（日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員のように、事業者の履行補助者として関わる市民を含む）と本人の側に立つ役割とを同一の者が兼ねるとした場合には、組織上の制約や役割の曖昧さによって、その立ち位置が大きく揺らぐ可能性が示唆されています。

3 質問事項

以下の質問は、提言書並びに従前の会議及びワーキング・グループ（以下「WG」という。）における私の質問と省庁等の回答を踏まえたものです。

まず、⑴の各事項については本日の会議における回答を求めます。方針が未定の場合は、未整理の事項、担当及び方針を示す時期をご回答ください。なお、【　】において対象となりうる省庁等をお示ししていますが、より適切な回答先があれば、そちらから回答をいただけると幸いです。

また、⑵の各事項についても、本日の会議で御回答いただけることが望ましいと考えておりますが、本日の回答が難しい場合は、素案の作成過程で書面等によりお示しください。

⑴　本日の回答を求める事項

ア　意思決定支援を確保する仕組みの素案本文への記載（議題II⑶・論点２－４－２、４、６、７、提言１～３）【厚生労働省】

論点整理２－４－６では、「支援者とは異なる、相互牽制的な立場での意思決定支援など、意思決定支援をより確実に確保するための仕組み」が論点に掲げられています。これまでも発言しているとおり、①本人の意向等の表明を支える役割と、関係者間の調整や支援の経過を検討する役割とは区別する必要があり、とりわけ、②本人と生活基盤を支えるサービス事業者等との意見が異なる場合に、本人が、事業者等の意向に左右されずに相談でき、後述する独立アドボカシー機能を持つ者のサポートを受けて、自らの意向、選好及び価値観を伝えるための支援を受けられることは、地域で共通して確保すべき条件と考えています。

そこで、以上の条件について計画本文に示し、具体的な窓口、連絡方法及び利益相反への対応手順は運営マニュアル等で示すという方法が考えられるところですが、この点についてのお考えをお聞かせください【質問①】。

また、社会福祉法に意思決定支援への配慮が盛り込まれたことや、「本人の声」を起点として意思決定支援が行われるべきであることなどについての理解浸透のための取組み（２－４－２）、専門職とは異なる視点を持つ地域住民や当事者の参画の在り方（２－４－４）及び意思決定支援は本人の権利を保障するものであることを踏まえた対応（２－４－７）等を踏まえ、提言書が示した、①支援付き意思決定の権利性、②本人参加・当事者協働、③本人の側に立つ意思決定支持者の役割（支持者性）とそれを維持・確保するための伴走的支援、④本人が生活基盤を支える支援者等から独立した者に直接相談し、自らの意向を他者に

伝えるために利用できる支援（独立アドボカシー機能）、⑤不当な影響や関係性の濫用等の防止及び課題が生じた場面で早期対応を行う第三者的検討機能の仕組みについて、第三期基本計画素案本文に記載することはできますでしょうか【質問②】。

イ　地域における権利擁護支援人材の在り方、市民後見人養成研修修了者等の位置付けの再整理（議題II⑷・論点１－５－２、２－４－８、提言２の３、ＷＧ２第２回、第 23 回専門家会議）【厚生労働省】

論点整理２－４－８は、市民後見人養成研修修了者等が意思決定支援を含む地域の権利擁護支援において活躍できるための仕組みを掲げ、同１－５－２は、市民後見人養成研修修了者等について、補助人等の受任だけでなく意思決定支援等を担う地域の権利擁護支援の担い手などへの「位置付けの再整理」を掲げています。その再整理に当たっては、特に補助の終了が見込まれる事案では、終了後も本人の側に立って継続的に関わることができる人（意思決定支持者）を地域で確保することが重要であり、補助の開始前、継続中、終了前から本人とともにその担い手を探し、関係を築いていけるよう、地域で活動する人材を育てておく必要がある、との視点を共有しておく必要があります。

地域の権利擁護に関わる担い手の確保に当たっては、受任やサービス提供を担う人に加え、本人の側に立って継続的に関わる人を地域で確保することも重要です。日常生活自立支援事業や高齢者等終身サポート事業のように、本人との契約に基づく支援でも、利用中に支援内容の変更や利用の終了を希望したとき、その意向を事業者に直接伝えにくい場合もあるからです。本人に対する地域での権利擁護支援体制の拡充を図るためには、事業者による意思決定支援の質を高めることに加えて、事業者とは別の立場で本人の側に立つ支持者としての市民や独立アドボケイトと出会い、本人自身が現在の支援について自由に意見を述べ、必要に応じて支援内容を変更することができる状態を実質的に確保する必要があります。

そこで、いわゆる「市民後見人」の養成を含む、地域医療介護総合確保基金（介護従事者等養成事業等）等を活用した権利擁護人材育成事業の運用に当たっては、本人の意思、選好及び価値観を尊重し、周囲と意見が異なる場面でも本人の側に立って関わる姿勢（支持者性）を権利擁護人材育成に共通する基盤として位置付けるとともに、本人の側に立ち続ける意思決定サポーター（支持

者）の育成に取り組み、活動を促進することについて、お考えをお聞かせください【質問①】。

加えて、そのような支持者性の共通基盤を踏まえつつ、「市民後見人養成研修修了者」等が、まずは意思決定サポーター（支持者）として活動できる環境整備を行い、その後の当該修了者等の希望等を踏まえ、意思決定支持者としての活動を継続する、又は家庭裁判所からの選任や代理権付与等を前提とする市民後見人、法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、その他の権利擁護人材（独立アドボケイト、意見表明等支援員、入院者訪問支援員及び介護サービス相談員等）としての活動に更に分化していく、といった枠組みを設ける等、地域の権利擁護支援全体の枠組みと人材育成の在り方を第三期基本計画の素案に明示することについても、お考えをお聞かせください【質問②】。

ウ　終了前の本人との確認と引継ぎの調整責任（議題II⑴・論点２－１－４、２－１－８、提言４、第23回・第24回専門家会議）【厚生労働省】

第 24 回専門家会議では、終了に当たっては権利擁護支援チームの中で必要性を確認し、その先の支援内容を精査する旨の回答がありました。

この点、成年後見制度・新たな補助制度の終了前に、本人が、開始前・利用中から関わってきた本人の側に立つ人との関係の継続、変更又は終了を希望するか、及び生活基盤を支える事業者等から独立した相談先（独立アドボカシー機能）にアクセスできるかを本人と確認し、必要な引継ぎを調整する役割を、市町村又は地域権利擁護相談支援センターの機能として素案に示すことについてのお考えはいかがでしょうか。これらの調整を別の主体が行うことを想定する場合には、どのような機関がどのように調整を担うのかを示していただけると幸いです。

エ　本人側の費用負担の検討の明記（議題II⑵・論点２－３－３から２－３－６まで、提言５の６及び７、ＷＧ２第２回、第24回専門家会議）【厚生労働省】

第 24 回専門家会議の議論を踏まえ、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の利用料と、意思決定サポーター（支持者）、独立アドボケイト等へのアクセスに係る本人負担との関係について、次の二点を分けて回答いただけると幸いです。

⑺　意思決定サポーター（支持者）、独立アドボケイト等へのアクセスに係る本人負担を、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の利用料とは区別して検討してはいかがでしょうか【質問①】。

(ｲ)　(ｱ)の方針を採る場合に、本人負担の在り方及び公的財政措置を検討する主体並びに整理結果を示す時期を、素案に記載することが必要と考えますが、その点のお考えはいかがでしょうか【質問②】。

⑵　本日の回答が困難な場合には、素案の作成過程における回答を書面等で求める事項

ア　センターの質の評価（論点２－１-19、提言５の４、ＷＧ２第１回）【厚生労働省】

ＷＧ２第１回において、令和９年４月に予定されている地域権利擁護相談支援センターに関する規定の施行までに示すとされた「評価」の考え方に、例えば、①支援付き意思決定に係る体制整備に関する評価、②当該体制・機能の充足度合いに関する当事者視点の評価、③地域の成年後見制度、権利擁護支援サービス等の利用において、本人自身の声が聴かれたか、協議や検討過程に参加できたか及び異議を表明しようと思った場合にそれができたかといった本人視点の評価、を含めることについて、今後の方針をご回答いただけると幸いです。

イ　センター受託法人の独立性（論点２－１-11 から２－１-13 まで、提言３の４、ＷＧ２第１回）【厚生労働省】

現在の中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の委託先の約９割が社会福祉協議会であり、同一法人が利用援助事業や金銭管理の実施主体を兼ねる地域が多いという状況です。

この場合の利益相反、関係性濫用等への対応（独立アドボケイト等の配置、協議の独立性の要綱上の明記等）に関し、国として最低限の原則又は要綱例を示すことについて、お考えをお聞かせください。

ウ　意思決定支援の定義とガイドライン改訂（論点２－４－１、２－４－２、提言１、第 21 回、ＷＧ２第２回）【厚生労働省、最高裁判所】

第三期計画における「意思決定支援」の定義について、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第２版）」（令和７年３月）や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版）」（令和８年９月）等の定義も参照することについて、また「支援付き意思決定」の権利性に関する記述を加えることについて、お考えをお聞かせください【質問①】。

また、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの改訂に当たって、その方向性、当事者参画を含む検討体制、補助終了を見越した地域の権利擁護

支援サービス及び支援付き意思決定の確保に向けた仕組み等への接続を検討する必要性、ガイドライン改訂時期の見通し等を計画に明記することについて、お考えをお聞かせください【質問②】。

エ　当事者参画・協働の条件整備（論点２－４－４、２－１-18、提言５の１）【厚生労働省】

協議会、会議体及び研修への当事者参画に伴う報酬、介助、移動支援、事前準備及び合理的配慮に要する費用を、いずれの事業により支弁することができるかについて、ご回答いただけると幸いです。

オ　分野横断の担い手育成基盤（論点１－５－３、１－５－５、２－４－８、２－５－２、２－５－６、提言２の７、提言３の２・５・６、提言５の２・３、第 23 回専門家会議）【厚生労働省、こども家庭庁】

意見表明等支援事業、入院者訪問支援事業及び介護サービス相談員派遣等事業と、意思決定サポーター（支持者）及び独立アドボケイト等との間で、担い手の養成、研修及びスーパービジョンの共通基盤を整備するため、各事業の所管部局をまたぐ調整の場を設けることについて、お考えをお聞かせください【質問①】。

また、独立アドボケイトは市町村又は複数市町村の圏域での確保を基本としつつも、市町村単位では独立アドボカシーに必要な専門性を備えた担い手の確保が難しい場合もあることから、本人が独立した立場の人に直接相談でき、かつ、地域の意思決定サポーター（支持者）も必要に応じて助言や振返りのための伴走型支援を受けられるよう、都道府県による独立アドボケイトの養成、継続研修及び人材プール、市町村への派遣等による広域的な支援機能を第三期基本計画の素案に位置付けることについて、お考えをお聞かせください【質問②】。

カ　本人の意向を家庭裁判所に伝える場合における支援と書式（論点１－２－８、２－２－３、提言４の４、ＷＧ２第１回）【厚生労働省、最高裁判所】

補助の終了を検討する際、本人と支援チームの意見が異なる場合も含め、本人が自ら又は本人が選んだ支援を受けながら、その意向を家庭裁判所に伝えられるようにするため、厚生労働省には地域側で誰がその支援を担うかについて【質問①】、最高裁判所には、本人が意向を伝える方法を手続案内や書式にどのように示すかについて【質問②】、それぞれのお考えをお聞かせください。

キ　本人が支援を受けながら行う金融取引（論点２－３－８、２－３－９、ＷＧ２第２回）【金融庁】

本人が分かりやすい説明や意思疎通の支援を受けながら自ら取引する場合の実務上の課題を、金融機関及び地域の権利擁護支援機関とどの場で整理し、金融機関の実務にどのように反映することをお考えでしょうか。現時点の方針をお示しいただけると幸いです。

４　別添資料

・意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査　集計結果（速報・概要版）2026 年 10 月 31 日時点（令和８年 11 月２日、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク）

※　全設問の集計表及び編集後の自由記述を収めた詳細版（別表）は、同法人の調査結果掲載ページ（https://sdm-japan.net/home/supported-decision-making/research-on-sdm/）を御参照ください。

以上

意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査

集計結果(速報・概要版) 2026 年 10 月 31 日時点

2026 年 11 月 2 日

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

1 はじめに

本調査に回答してくださった皆様、また、周知にご協力くださった団体・関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

本調査は、ご本人が自分の意思、選好(好み)及び価値観(大切にしていること)に基づいて暮らせる地域の仕組みづくりに向けて、ご本人ご自身と、そのそばにいる家族・支援者・専門職等の経験を伺うものです。2026 年 8 月 20 日(木)に開始し、同年 9 月 11 日(金)を第一次締切、9 月 25 日(金)を第二次締切とし、その後も回答を受け付けています。

本速報は、2026 年 8 月 20 日から同年 10 月 31 日(土)23 時 59 分(日本時間)までに受け付けた回答(本人票 40 件・家族・支援者・専門職等票 158 件・計 198 件)を集計したものです。全設問の単純集計表、回答者の地域分布、選択肢対応表及び編集後の自由記述は、別冊「詳細版(別表)」に掲載しています。

詳細版(別表)については、以下の URL にある SDM-Japan「支援付き意思決定に関する調査⇒意思決定支援・権利擁護場面における経験等に関する調査⇒調査結果(詳細)」をご参照ください。

URL: https://sdm-japan.net/home/supported-decision-making/research-on-sdm/

調査は 2027 年 2 月末まで継続します。本速報の数値は、今後の回答により変動します。

2 調査の概要

調査名	意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査
実施主体	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)
位置づけ	日本財団 2026 年度助成事業「フォロワーシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業」の一環として実施
倫理審査	一般社団法人精神障害当事者会ポルケ倫理審査委員会の審査を受けたうえで実施
調査方法	Web 調査(Google フォーム)。無記名・任意回答。回答の送信をもって同意を得たものとして取り扱う。
対象	18 歳以上の方。ご本人向けと、家族・支援者・専門職等向けの 2 系統。
調査票	本人向けは、標準版とわかりやすい版の 2 種類。両版は、同一の内容を異なる表現で提示したもの。
調査期間	2026 年 8 月 20 日(木)開始 第一次締切 2026 年 9 月 11 日(金) 第二次締切 2026 年 9 月 25 日(金) 最終締切 2027 年 2 月末
本速報の集計対象	2026 年 8 月 20 日から同年 10 月 31 日(土)23 時 59 分(日本時間)までに受け付けた回答
謝礼	なし

3 回答状況

(1) 回答件数

区分	回答件数	うち標準版	うちわかりやすい版
本人票	40	26	14
家族・支援者・専門職等票	158	—	—
合計	198		

※ 調査開始前(2026 年 8 月 19 日)に実施した動作確認のための回答 1 件は、集計から除外しています。

(2) 本人票の合算について

本人向けの調査票には、標準版とわかりやすい版の 2 種類があります。両版は同一の内容を異なる表現で提示したものであり、いずれで回答するかは、ご本人が選べる設計としています。回答者を版によって区別しない趣旨から、本速報では両版を合算して「本人票」として集計しました。合算にあたっては、わかりやすい版の選択肢の表現を標準版の表現に統一しました(統一の内容は詳細版の別表 4 に掲載)。Q3(回答の方法)は両版で選択肢の区分そのものが異なるため、「自分で答えている／他の人が本人の意思、選好及び価値観を踏まえて答えている／方法を尽くしても回答は困難である」の 3 区分に丸めて集計しました。

なお、標準版の回答者のうち 2 名は Q3 で「方法を尽くしても回答は困難である」を選び、調査票の案内どおりそこで回答を終えています。また、わかりやすい版の回答者のうち 1 名は Q8 以降が無回答です。このため、多くの設問で本人票の n は 37 となります。

(3) 回答者の概況

本人票(n=40)は、40 代・50 代(各 10 件)を中心に、10 代(18 歳・19 歳)から 80 歳以上までの方から回答をいただきました(10 代(18 歳・19 歳)2 件, 20 代 5 件, 30 代 7 件, 40 代 10 件, 50 代 10 件, 60 代 3 件, 70 代 1 件, 80 歳以上 2 件)。ご自身に当てはまるものとしては、精神障害 19 件(51.4%)、知的障害 8 件(21.6%)、発達障害 8 件(21.6%)、認知症 3 件(8.1%)、身体障害 3 件(8.1%)のほか、聴覚障害が 1 件でした(複数回答、n=37)。回答の方法は、36 件(94.7%)が「自分で答えている」でした。お住まいの地域は東京都 15 件、埼玉県 7 件、千葉県・愛知県が各 4 件、兵庫県・神奈川県が各 3 件、鹿児島県・茨城県が各 1 件です(n=38)。

家族・支援者・専門職等票(n=158)は、「福祉・介護・医療等の支援者・専門職」66 件(41.8%)、「家族・親族」55 件(34.8%)、「相談支援・権利擁護関係者」15 件(9.5%)、「成年後見人等」11 件(7.0%)の順でした。念頭に置いた方としては知的障害 126 件(79.7%)、発達障害 59 件(37.3%)、精神障害 47 件(29.7%)、認知症 35 件(22.2%)、高次脳機能障害 25 件(15.8%)、身体障害 24 件(15.2%)、身寄りのない方 19 件(12.0%)です。活動地域は 21 都道府県にわたり、愛知県が 35 件(回答者 142 人中 24.6%)と最も多く、次いで埼玉県 21 件、東京都 17 件、兵庫県 13 件、鹿児島県 9 件でした。

回答者の構成には、票の系統ごとに大きな偏りがあります。数値をご覧いただく際は、必ず「5　結果を読むうえでの留意事項」を併せてご参照ください。

4　集計から見えてきたこと(速報)

以下は、2026 年 10 月 31 日時点の回答者が報告した経験や意見を整理したものです。回答者数が限られ、無作為抽出による調査ではないため、全国的な傾向として一般化することはできません。

(1)本人が経験した言いにくさ

本当に思っていることを周りの人に「言いにくい」と感じることが「よくある」「ときどきある」と答えた方は 26 件(70.3%・n=37)で、「まったくない」は 2 件でした。その理由としては、「相手との関係が悪くなるのが心配だから」17 件(53.1%)と「言っても変わらないと思うから」16 件(50.0%)が上位で、次いで「気持ちや自分の考えをうまく言葉にできないから」11 件(34.4%)、「相手に迷惑をかけたくないから」・「「わがまま」だと思われ

そうだから」が各 10 件(31.3%)でした(n=32)。

理由の設問(Q14、n=32)には、言いにくさが「ほとんどない」と答えた方も含まれます。

(2)一度伝えた希望を言わなくなる経験

一度は希望を伝えたけれど、その後言わなくなったことが「よくある」「ときどきある」と答えた方は 20 件(54.1%・n=37)でした。その理由の上位は、「言っても変わらないと思ったから」17 件(60.7%)、「言っても聞いてもらえなかったから」12 件(42.9%)、「希望がかなったり、必要な対応をしてもらえたりしたから」9 件(32.1%)、「言ったことを否定されたり、反対されたりしたから」9 件(32.1%)、「相手との関係が悪くなるのが心配だったから」8 件(28.6%)です(n=28)。

言わなくなった理由には、希望がかなったことも、言っても変わらないと感じたことも含まれています。理由の設問(Q16、n=28)には、希望を言わなくなった経験が「ほとんどない」と答えた方も含まれ、「よくある」「ときどきある」と答えた 20 人だけの内訳ではありません。本人の沈黙を、直ちに希望がないことや現状への納得と捉えず、その背景を確かめる必要があります。

(3)自分のことを話し合う場への参加

自分のことを話し合う会議や場に自分自身が参加できることについては、36 件(97.3%・n=37)が「そう思う」「ややそう思う」と答えました。一方で、実際に参加したことがある方は 22 件(59.5%)で、「参加したことはない」6 件(16.2%)、「会議があったかどうか分からない」9 件(24.3%)でした。

(4)本人がそばにいてほしい人

生活の世話やサービスを担当する人とは別に、そばにいてほしい人として選ばれたのは、「話をゆっくり聞いてくれる人」24 件(64.9%)、「困ったときに専門的な助言をしてくれる人」16 件(43.2%)、「同じような経験をした仲間」16 件(43.2%)、「あなたの希望や迷いを一緒に確かめ、必要なときは一緒に周りに伝えてくれる人」15 件(40.5%)、「一緒に出かけたり、活動をしてくれる人」14 件(37.8%)の順でした。「手続きや作業を代わりにしてくれる人」は 7 件(18.9%)です(n=37)。

また、ふだんから本人の側に立って一緒に考えてくれる人がいたらよいと思う方は 31 件(83.8%)、必要なときに家族やいつもの支援者とは別の人にも相談できるとよいと思う方は 31 件(83.8%)、希望と支援側の考えが違うときに本人の側に立ちつづける人と一緒に第三者を交えて話し合える仕組みが必要だと思う方は 28 件(77.8%・n=36)でした。

(5)家族や支援者等が見た場面と自らの関与

ここ 3 年くらいで、ご本人が自分自身のことであるにもかかわらず周りの人による決定が優先された場面を見たことが「よくある」「ときどきある」と答えた方は 121 件(76.6%・n=158)、「本人のため」「安全のため」等の説明のもとで本人の選択肢が少しずつ狭められているように思う場面があると答えた方は 121 件(76.6%)でした。

注目すべきは、こうした対応を「あなた自身が行ったことがあると感じるか」という設問に対し、110 件(69.6%)が「よくある」「ときどきある」と答えている点です。また、不適切かもしれないと思っても「こういうものだ」「仕方がない」と感じた経験があると答えた方は 101 件(64.3%・n=157)でした。

同一の組織や人が生活支援・金銭管理・相談・評価等の複数の役割を同時に担うことによる構造上の問題を「強く感じる」「やや感じる」と答えた方は 95 件(60.1%)で、「あまり感じない」「感じない」43 件(27.2%)を上回りました。

(6)本人の側に立ち続ける役割とその支え

生活支援やサービス提供を担当する人とは別に本人のそばにいることが必要だと思う人として、「話をゆっくり聞く人(傾聴)」124 件(79.0%)、「本人の側に立ち続ける人」102 件(65.0%)、「外出や活動に同行する人」97 件(61.8%)が挙げられました(n=157)。

一方で、ご自身が本人の生活支援やサービス提供を担当する場合に、自分自身が「本人の側に立ち続ける人」になれると思うかという設問に対し、「なれると思う」は 44 件(28.0%・n=157)にとどまり、「時と場合による」89 件(56.7%)、「難しいと思う」12 件(7.6%)を合わせて 101 件(64.3%)でした。

その理由として最も多かったのは「支援者や事業者の意向が強く働きやすいから」45 件(45.9%)、次いで「支援を行う側の組織に属していると様々な制約があり動きにくいから」42 件(42.9%)、次いで「役割や立場が制度上定められておらず、あいまいだから」28 件(28.6%)、次いで「活動を確認・評価する仕組みがないから」20 件(20.4%)でした(n=98)。

改善のために必要なものとしては、「独立した立場の専門員(生活支援やサービス提供を担う側とは別の立場)がサポートに入り、定期的に本人や「本人の側に立ち続ける人」と面談し、支える」52 件(53.1%)、「第三者性のある機関が事業者や「本人の側に立ち続ける人」の活動状況を確認し、必要に応じて調整・介入する」41 件(41.8%)、「研修と継続的な学びの機会を確保する」40 件(40.8%)、「役割と行動原則を明確にする」37 件(37.8%)、「活動に対する報酬や費用を保障する」30 件(30.6%)が上位でした(n=98)。

(7)地域の仕組みの必要性と現状

主に関わる地域や組織の現状について、次のとおりの結果でした。

項目	②必要だが、十分にはできていない	③必要性は低いと思う	回答者数(n)
ア 生活支援やサービス提供を担当する人とは別に、本人の側に立ち続ける人を地域に置くこと	126 件(80.8%)	5 件(3.2%)	156
イ 本人の声と支援側の見立てが異なるとき、本人・支援者等が対話し、必要に応じて支援関係の調整等を行う第三者性のある仕組み	118 件(77.6%)	4 件(2.6%)	152
ウ 本人・障害当事者が、仕組みの企画、実施、評価及び改善に実質的に参加すること	116 件(75.3%)	9 件(5.8%)	154
エ 成年後見制度の利用が終了した後、地域で継続して本人の意思、選好及び価値観に沿った生活を支える仕組み	125 件(82.2%)	2 件(1.3%)	152
オ 支援者向けの意思決定支援に関する研修や手引きの充実	120 件(80.0%)	3 件(2.0%)	150
カ 相談・苦情窓口の整備	97 件(64.7%)	4 件(2.7%)	150

いずれの項目も「必要性は低い」とする回答は 1 割未満であり、「相談・苦情窓口の整備」を除く各項目で 7 割半ばから 8 割強が「必要だが、現在十分にはできていない」と答えています。「相談・苦情窓口の整備」は「必要であり、現在おおむねできている」が 25.3%と、他の項目より高くなっています。

実現を妨げているものとしては、「人手・時間」118 件(79.2%)、「予算・財源」94 件(63.1%)、「担い手となる人材が見つからない」90 件(60.4%)、「意思決定支援に関する理解不足」82 件(55.0%)、「組織の体制・方針」72 件(48.3%)、「制度上の位置づけがない」66 件(44.3%)が挙げられました(n=149)。費用の負担については、「公費(国・自治体)」が 144 件(91.7%)でした(n=157)。

(8)チェック体制の強化への懸念

本人への生活面・金銭面の支援を行う人や事業者へのチェック体制を強めると、事業者や支援者が関わりから引き、かえって本人の生活基盤が揺らぐ難しさを感じるかという設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」は 76 件(48.7%・n=156)、「あまり感じない」「感じない」は 57 件(36.5%)、「分からない」は 23 件(14.7%)でした。回答者の立場によって受け止めが異なる設問であり、今後の分析課題です。

(9)参考 家族と支援者や専門職等の回答

家族・支援者・専門職等票のうち、「家族・親族」(55 件)と、それ以外の支援者・専門職等(103 件)とで、主な設問の回答を比較しました。回答者数が限られるため参考値です。

設問(該当する回答の件数・割合)	家族・親族(n=55)	支援者・専門職等(n=103)
Q7 本人以外による決定が優先された場面を見た	34 件(61.8%)	87 件(84.5%)
Q11 自分自身もそうした対応を行ったと感じる	40 件(72.7%)	70 件(68.0%)
Q13 立場・権限があることで本人が言いにくくなる構造を感じる	28 件(50.9%)	82 件(79.6%)
Q15 複数役割の兼務に構造上の問題を感じる	33 件(60.0%)	62 件(60.2%)
Q16 チェック強化で事業者が引く難しさを感じる	25 件(45.5%)	51 件(50.5%)(n=101)
Q17 角が立つことを心配して必要な意見を言えなかった	23 件(41.8%)	34 件(33.0%)
Q19 「本人の側に立ち続ける人」が必要(複数回答)	45 件(81.8%)	57 件(55.9%)(n=102)
Q20 自分自身が「本人の側に立ち続ける人」になれると思う	19 件(34.5%)	25 件(24.5%)(n=102)
Q23 エ 後見終了後の継続支援「必要だが、できていない」	45 件(88.2%)(n=51)	80 件(79.2%)(n=101)

今回の回答者の範囲では、家族・親族は、それ以外の支援者・専門職等に比べ、「本人の側に立ち続ける人」の必要性(Q19)や、自分自身がその役割を担えるという回答(Q20)の割合が高くなっています。一方、立場・権限により本人が言いにくくなる構造への認識(Q13)は、支援者・専門職等の割合が高くなっています。各群の人数や関わる相手の属性、経験等が異なるため、立場そのものが回答の違いを生んだと断定することはできません。

(10)参考 本人票と家族や支援者等票の回答

両票は同じ本人について両側から回答したものではなく、回答者の属性・地域や設問の内容が異なります。以下は、それぞれの回答の概要を併記するもので、両者の認識のずれの大きさを示す比較ではありません。

論点	本人票(n=37)	家族・支援者・専門職等票(n=158)
「どうしたいですか」と尋ねられる	聞かれたことがある 24 件(64.9%)	尋ねられる場面を見た 141 件(89.2%)
本人以外による決定の優先	感じたことがある 16 件(43.2%)	場面を見た 121 件(76.6%)
本音・迷いの言いにくさ	言いにくい 26 件(70.3%)	言いにくそうな場面を見た 115 件(72.8%)
一度示した希望を言わなくなる	言わなくなった 20 件(54.1%)	場面を見た 73 件(154 人中 47.4%)

※ 各項目は「よくある」「ときどきある」の合計です。本人票は自身の経験、家族・支援者・専門職等票は見聞きした場面を尋ねており、設問の性質が異なります。

5 結果を読むうえでの留意事項

- 本調査は、調査の趣旨に関心を持たれた方が任意に回答する方式によるものです。無作為抽出を行っておらず、回答者は母集団を代表するものではありません。本速報の数値から、全国の状況や特定の地域・事業者の状況を推定することはできません。
- 回答件数が限られています(本人票 40 件、家族・支援者・専門職等票 158 件)ので、これらの回答がそれぞれの属性を代表する声とは限らないことにご留意ください。
- 票の系統ごとに回答者の属性が大きく異なります。本人票は精神障害のある方が 51.4%を占め、家族・支援者・専門職等票は知的障害のある方との経験を念頭に置いた回答が 79.7%を占めます。また後者は愛知県からの回答が 24.6%を占めます。両票は、同一の地域・分野を対象とした対の調査ではありません。

- 本人票のうち、認知症のあるご本人からの回答は 3 件、70 歳以上の方からの回答は 3 件にとどまります。高齢期・認知症の領域については、今後の回答を踏まえた分析が必要です。知的障害のあるご本人からの回答は 8 件で、なお少数です。
- 本人票は標準版とわかりやすい版を合算しています。合算にあたり統一した選択肢の表現は詳細版の別表 4 に掲載しています。版ごとの数値は別表 1 の内訳欄でご確認いただけます。
- 設問ごとに無回答(設問を飛ばした場合)があるため、回答者数(n)は設問により異なります。百分率は、当該設問の回答者数を分母としています。百分率は小数第 1 位に丸めているため、合計が 100%にならない場合があります。
- 複数回答可の設問では、選択肢ごとの選択者数を回答者数で除しています。割合の合計が 100%を超える場合があります。本人票の Q4 は、手伝ってもらった人がいる方への設問ですが、「手伝ってもらっていない」を選んだ回答も含めて集計しているため、合計が 100%以下となります。
- 仕組みへの期待や必要性の回答は、利用経験に基づく効果の評価とは区別して読む必要があります。
- 調査は 2027 年 2 月末まで継続します。本速報の数値は最終集計において変動します。

6 自由記述の取扱い

本調査では、回答にあたって、自由記述が個人や地域が特定されない形に加工したうえで引用されることがある旨をあらかじめお示ししています。この趣旨に従い、自由記述は、次の方針で編集したうえで詳細版の別表 5 に掲載します。

- R1 氏名・団体名・具体的な地名等、個人又は団体が特定されうる固有名詞は、一般的な表現に置き換えます。
- R2 記述の組合せにより個人・事業者・自治体が特定されうる部分は省略し、「(略)」で示します。
- R3 現に係争中又は調査中の個別事案について、事実関係の主張にわたる記述は掲載しません。ただし、そこから導かれた制度への意見は掲載します。
- R4 ご本人又は第三者のセンシティブな属性に関わる記述は掲載しません。
- R5 明らかな誤字と改行は、読みやすさのため最小限整えます。趣旨は変更しません。

自由記述は、回答者ごとの各設問への記述を 1 件として数え、計 351 件です。このうち 340 件を原文のまま、10 件を R1・R2・R4 により一部置換又は省略して掲載し、1 件は R3 により掲載していません。したがって、詳細版に掲載する自由記述は 350 件です。掲載時に編集した記述には「＊」と適用した方針を付しています。

自由記述は回答者ご本人の記載であり、実施主体である SDM-Japan の見解を示すものではありません。また、記述の内容について、SDM-Japan が事実関係を確認したものではありません。

7 今後の予定

2026 年 10 月 27 日	第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言書を公表・提出(本調査の結果を補足的な根拠資料として使用)
2026 年 11 月 9 日	成年後見制度利用促進専門家会議(本速報を提出)
2027 年 2 月末	最終締切
2027 年 3 月末まで	最終集計結果の公表

8 引き続きご協力のお願い

調査は継続しています。とりわけ、次の方々からの回答をお待ちしています。

- ご本人（とくに認知症のある方、高齢期の方、知的障害のある方）
- 認知症のある方・高齢期の方のそばにいる家族・支援者・専門職等の方
- 行政・社会福祉協議会の職員の方、当事者団体・家族会の関係者の方

ご本人向けには、標準版とわかりやすい版の 2 種類をご用意しています。どちらで回答しても内容は同じです。必要な支援を受けながら回答していただくこともできます。回答用 URL は、SDM-Japan ホームページの調査ページ（https://sdm-japan.net/home/supported-decision-making/research-on-sdm/）に掲載しています。回答は任意・無記名です。答えたくない設問は飛ばすことができ、途中でやめても不利益は生じません。

9 お問合せ

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）事務局

メール：info@sdm-japan.net